

# らびプラス

個人の権利意識が高まった現代では、相続のもめごとが後を絶たない。だが、元氣な親に遺言書を催促するのはハードルが高く、無用の警戒をされてしまうこともある。親を説得するには、どう切り出すのがいいのか。

「いきなり『遺言書を書いて』なんて言えなかった。千葉県八千代市の主婦、藤田節子さん(53)は振り返る。近所に住む母(78)の実家は農家で、周辺にいくつか土地を持つ。父はずで亡くなり、母は土地を藤田さんら子ども3人に均等に分けたと思うっていた。土地の話はできるが、相続の話にまではたどり着くのが難しかった。

「後々大変だから、きちんと決めておいた方がいいみたいよ」と少しずつ話し、2008年秋、遺言書作成に乗り出した。「この土地は売った方がいいのでは」「お母さんの意思はどうなの」。4人で家族会議を開いて土地や住宅、母の介護のことまで話し合い、2ヵ月後に出来上がった。藤田さんは「母も私もすっきりした」と、晴れ晴れとした

## 親の意思 家族で尊重

### 元氣なうちこそ



母の遺言書を手話で話す藤田節子さん(千葉県八千代市)

表情で話す。

相談15万件超す

いまから  
遺言

弁護士やファイナンシャルプランナー(FP)らが相続などの相談に乗る特定非営利活動法人(NPO法人)の老いじたくあんしんねっと(千葉県柏市)には「親に遺言書を書いてもらうには、どうすればいいか」といった相談が相次ぐ。FPの伊藤弘之理事長は「面

#### 主なエンディングノート

名称	発行元・連絡先	価格(円)
ラスト・プランニングノート	ら・し・さ(NPO法人) ☎03・5201・3793	525
わたしの歩いた道	相続手続支援センター ☎03・3343・3261	525
旅立ちデザインノート	ライフデザインセンター(NPO法人) FAX 026・229・8002	600
いざときノート	SSSネットワーク(NPO法人) FAX 03・3794・9631	1,050
幸せのエンディングノート	主婦の友社、市販	1,680
私のエンディングノート	主婦と生活社、市販	1,680

#### エンディングノートきっかけに

エンディングノートとは、財産目録や自分のプロフィール、葬儀や墓の希望といった内容を書き込めるノートだ。遺言書の要件は満たさないが、人生の終末を考えるきっかけになると幅広い世代で人気が高まり、種類が豊富になった。

エンディングノートは親しみやすいデザインと書き込み式の手軽さから、親に相続の話を持ちかけやすいとの声が多い。親への贈り物として買う人も増えているという。

遺言について話すタイミングは親の還暦や誕生日といった記念日を挙げる人が多い。作成した後は毎年、その記念日を見直したり書き直したりする日に充てることもできる。結婚記念日に夫婦で遺言を作成するのもおすすめだ。

と向かって言いくい」と悩む人が多い」と言う。

子世代が悩む裏には、相続トラブルが年々増え、遺言書の必要性が高まっていることがある。全国の家裁裁判所に持ち込まれた相続に関する相談件数は年間15万件を超え、10年間で倍増している。司法統計(08年度)によると、家裁の調停事件のうち遺産分割は1万8600件で10年間で2割強増えた。

これまで約2万3千件の相談に乗ってきた相続手続支援センターを運営するシグマジャパン(東京都新宿区)の半田貴社長は、「長男が相続する昔ながらの慣習が薄れ、個人の権利意識が高まったこと」を理由に挙げる。

子どもから遺言について持ちかけられたら、最初は戸惑う人が多い。神奈川県返子市の会社員、鈴木慎人さん(37)は08年末、遺言について話したところ母(74)は「まだ早いんじゃない?」と応じた。所有する土地や賃貸住宅の相続について決めてお

## 調停10年で2割増 / 必要訴え書類準備

うと考えたのだが、元氣な母には美感がわかなかった。そこで「元氣なうちにこそ必要。鈴木家の将来の計画書だと思っ」と説得を試みた。2人の姉も交えて1ヵ月間内容を練り上げた。「遺言書が完成して一番安心しているのは母。はつきりとした必要を伝えてよかった」

自分が先に書いて親の背中を押したというのは、行政書士で「その死に方は、迷惑です」(集英社新書)の著書がある本田桂子さん(41)だ。07年、両親にこう言った。「私も作ったから、難しくはないよ」

本田さんは子どもがいなかったこともあり、35歳の時に遺言書を作成した。その後、夫にも書いてもらった。気がかりだったのは親の相続のことだ。「3人兄妹だからきちんと決めておきたい」と必要性を伝え、書類も準備した。「病気になるれば死を直視することになり、話をするのもっと難しくなる。双方に余裕のあるうちじゃない」

#### 16人の存在判明

遺言書が無いために、相続の複雑な手続に振り回されてしまうこともある。千葉市内の主婦(82)は09年5月に夫を亡くした。子どもはいないが法定相続人を確認したところ、すでに他界した夫の兄弟5人の子どもである、おじやめい16人いることが判明した。戸籍簿本など50通を取り寄せただけで半年。現在も専門家の力を借りて相続手続に追われている。遺言書があればこんな手間はかからなかったのに

親に勧める場合に大切なのは、遺言書の作成について相続人に知らせておくことだ。兄弟が相続人が知らされていなかった場合に、遺産配分の偏りについて反発が起ころうこともある。相続問題に詳しい河原崎弘弁護士は「家族で話し合い、内容について同意を得ておくのが理想的」と呼びかける。紛争や負担を最小限に抑え、残された家族への最後の愛情を示すが、遺言書といえるかもしれない。栗原健太が担当しました。

連載への意見を寄せてください。(FAX)03・6256・2809、電子メール sakatsuki@nex-nikkei.co.jp